

地方独立行政法人長野市民病院が達成すべき業務運営に関する目標

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

- 第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - （2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - （3）業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - （4）財務内容の改善に関する事項
 - （5）その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

指 示

設立団体の長から指示された中期目標を達成するための具体的な計画

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期計画）

- 第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ⇒ 設立団体の規則(例)は裏面参照
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- （1）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - （2）業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - （3）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - （4）短期借入金の限度額
 - （4）の2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - （5）前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - （6）剰余金の使途
 - （7）その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 ⇒ 設立団体の規則(例)は裏面参照
- 3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
- （料金及び中期計画の特例）
- 第83条 第23条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。⇒ 23条は裏面参照
- 2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

【法定記載事項等関係一覧】

中期目標		中期計画	
第1	期 間	—	—
第2	サービスと業務の質の向上	第1	サービスと業務の質の向上を達成する措置
第3	業務運営の改善と効率化	第2	業務運営の改善と効率化を達成する措置
第4	財務内容の改善	第3、4	財務内容の改善、予算、収支計画、資金計画
		第5、6	短期借入金限度額、出資等に係る不要財産処分計画
		第7	重要財産譲渡等の計画
		第8	剰余金の使途
		第9	料金
第5	その他重要事項	第10	その他の事項

地方独立行政法人法（抜粋）

（料金）

- 第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（利益及び損失の処理等）

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5～7 （略）

参考

【構成例】

地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務方法書の記載事項）

- 第2条 ～略～

（中期計画の認可の申請）

- 第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに、同項の中期計画(以下単に「中期計画」という。)を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 法人は、法第26条第1項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

- 第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 人事に関する計画
 - (2) 施設及び設備に関する計画
 - (3) 法第25条第1項に規定する中期目標(以下単に「中期目標」という。)の期間を超える債務負担に関する事項
 - (4) 法第40条第4項(⇒上記参照)の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

- 第5条 (年度計画の作成及び変更に関する事項)～第17条 (重要な財産の処分等の認可の申請) （略）

※(仮称)地方独立行政法人長野市民病院の業務運営等に関する規則は、平成28年3月末に制定予定